

2006 ARTAカップカートレース

ARTAチャレンジRSO/東日本コマー80 シリーズ

マスターズ4ストローク イースト Rd.3

特別規則書

本大会はFIA国際モータースポーツ競技規則、2006年国際カート規則ならびにそれに準拠した、2006年JAF国内競技規則、2006年JAF国内カート競技規則、ARTAチャレンジ規定、マスターズ4ストロークイースト規定、もてぎカートレース規定、SLカートレース規定および付則に従って開催される。

第1章大会開催に関する事項

第1条 大会名称

2006年ARTAカップカートレース IN ツインリンクもてぎ
ARTAチャレンジRSOシリーズ
ARTAチャレンジ東日本コマー80シリーズ
マスターズ4ストローク イーストシリーズ

第2条 開催場所

ツインリンクもてぎ北ショートコース
栃木県芳賀郡茂木町大字桧山 120-1

第3条 開催日

平成18年8月12日(土) 公式車検、公式練習、タイムトライアル
平成17年8月13日(日) 予選、決勝

第4条 オーガナイザー

ARTA (エーアールティーエー)
東京都港区南青山 2-22-16-3F スーパーアグリカンパニー(有)内
共催 (株)モビリティランド ツインリンクもてぎ
栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1
後援 財団法人社会スポーツセンター

第5条 競技種目

第1種/第2種競技車両によるスプリントレース

第6条 競技会の格式

ARTAカップ	FA	国内
ARTAカップ	SS	クローズド
ARTAカップ	SSジュニア	クローズド
ARTAチャレンジ	RSO	準国内
ARTAチャレンジ	ARTAコマー	
M4シリーズ	M4(リブレ)	制限付
M4シリーズ	M4ジュニア	クローズド
M4シリーズ	M4カデット	

第7条 大会事務局・エントリー受付先

【FA・SS・SSジュニア】

〒336-0923 埼玉県さいたま市緑区大間木1666-1(株)コジマブレソフファクトリー内

ARTAレース事務局 tel048-874-8041 fax048-874-8063

【RSO・ARTAコマー】

〒107-0062 東京都港区南青山2-22-16 エステーム中島ビル3F

ARTAチャレンジ事務局 tel03-3479-4311 fax03-3479-4312

【M4シリーズ】

〒612-8471 京都府京都市伏見区下鳥羽長田町161 (有)ケーアールピー

tel075-612-1191 fax075-612-1192

第8条 大会組織委員会および審査委員会

公式プログラムにて示す。

第9条 公式通知に関する規定

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則書に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

公式通知は

1. エントラントもしくはドライバーの住所に郵送される。
2. 大会事務局に掲出される。
3. パドックの掲示板に掲出される。
4. ドライバースブリーフィングで指示される。
5. 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通知される。

第10条 クレデンシャル

本競技会に関する全ての者は場内ではオーガナイザーが発給したクレデンシャルをつけないなければならない。

第11条 損害の補償

1. 参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
2. エントラント、ドライバー、ピットクルー要員はコースの所有者、主催者および大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を理解しなければならない。

第12条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする

1. 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピット要員を選択あるいは拒否することができる。
2. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
3. 止むを得ざる事由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録又は変更について許可する事ができる。
4. 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー要員およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる

第13条 大会の延期、中止または取り止めおよび変更に関する事項

オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし、保険料(TRMC共済会費)は返還されない。尚、エントラント、ドライバーはこれによ

って生じた損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとする。これに対する抗議は認めない。

第2章 競技参加に関する事項

第14条 参加定員

参加受付台数は下記の通りとする。

1. ARTA チャレンジ RSO クラスは25台、コマ-80クラスは30台とし、台数を超えた場合は、下記の内容により決定する。
ARTA チャレンジ年間申込者
ARTA チャレンジスポット参加者中から大会事務局による抽選にて決定する。
2. FAクラスは34台とし、台数を超えた場合は、下記の内容により決定する。
大会事務局による抽選にて決定する。
2. M4、M4ジュニア、M4カデットクラスはマスターズ4ストロークイーストシリーズ規定に準ずる。
3. その他のクラスについては62台とし、台数を超えた場合は、大会事務局にて抽選とする。ただし、予選、決勝ヒートの最大グリッド数は34台とする。参加台数が5台未満のクラスは、不成立する場合がある。

第15条 参加資格

1. エントラント

2006年度に有効なエントラントライセンス所持者であること。(クローズドクラスはエントラントライセンスを所持することが望ましい)

2. ドライバーの出場資格

(FA)

JAF 発給の国内Aドライバーライセンス以上所持者

JAF 発給のジュニア国際ドライバーライセンス所持者(当該年度14歳以上)

(RSO)

2006ARTAチャレンジRSOシリーズ特別規則書参加規定に準ずる。

(SS)

2006TRMC-S会員、JAFカートドライバーライセンス、SLKCメンバーズカードおよびSLメンバーズブックの何れかを所持していなければならない。

参加年齢制限は当該年度13歳以上とする。

(SSジュニア)

2006TRMC-S会員、JAFカートドライバーライセンス、SLKCメンバーズカードおよびSLメンバーズブックの何れかを所持していなければならない。

参加年齢制限は小学校5年生以上16歳未満とする。

(ARTAコマ-80)

2006ARTAチャレンジコマ-80シリーズ特別規則書参加規定に準ずる。

(M4・M4ジュニア・M4カデット)

2006 マスターズ4ストロークシリーズ特別規則書参加規定に準ずる。

第16条 参加申込期間

平成18年7月5日(水)～平成18年7月28日(金)当日消印有効

1. 参加申し込みは現金書留郵便とし、締め切り日までに事務局必着とする。
2. 参加申込先住所

本規則第7条に郵送する。

3. 参加申込は参加料と保険料 (TRMC 共済会費) を添えあわせて下記の書類を記入し提出しなければならない。

- (1) 参加申込書
- (2) 競技会参加に関する誓約書

第 17 条 参加料および保険料金

(FA)

TRMC - S 会員 ¥ 48,000
非会員 ¥ 48,000 (TRMC 共済会費は別途)
タイヤ 1 セット代込み

(RSO)

2006 ARTA チャレンジ RSO シリーズ特別規則書に準ずる。

(ARTA コマー80)

2006 ARTA チャレンジ コマー80 クラス特別規則書に準ずる。

(SS・SS ジュニア)

TRMC-S 会員 ¥ 15,000
非会員 ¥ 15,000 (TRMC-S 共済会費は別途)

(M4/M4 ジュニア/M4 カデット)

2006 マスターズ4 ストローク シリーズ特別規則書に準ずる。但し、ドライバー、ピットクルーが非会員の場合は TRMC-S 共済会費は別途必要とする。

(ピットクルー登録料)

全てのクラスにおいてピットクルー登録料は 1 名につき下記のとおりとする。

TRMC-S 会員 ¥ 2,000
非会員 ¥ 2,000 (TRMC-S 共済会費は別途)

(TRMC 共済会(非課税))

ドライバーおよびピットクルーが TRMC-S 非会員の場合には下記の費用が必要。

- ・ ドライバー…………… ¥ 3,000
- ・ ピットクルー 1 名につき…………… ¥ 500

参加申込受付後の TRMC 入会に対しての参加料の差額は返還されない。

第 18 条 TRMC 共済会

ツインリンクもてぎにおいてのスポーツ走行、レースイベントに参加するドライバーおよびピットクルーは TRMC 共済会に入会しなければならない。

第 19 条 参加受理と参加拒否

1. 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
2. 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
3. 参加を受理された後、参加を取消す申込者に対して参加料は返還されない。

第 20 条 シャーシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャーシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。登録できる個数は下記の通りとする。本特別規則書に準拠しているカートであること。

FA = フレーム 1 台、エンジン 2 基、
タイヤ ドライ用 フロント 2 本、リア 2 本
ウエット用 フロント 2 本、リア 2 本

SS・SSジュニア = フレーム 1 台、エンジン 2 基、タイヤ各 1 セット(ドライ・ウエット)

その他のクラス = 各シリーズ規則に準ずる。

第3章 競技に関する規則

第21条 車両検査

1. 「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章に基づき、車両検査が行われる。ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない、その際服装に関しても「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章第11、12条において、技術委員の検査を受けなければならない。規則に不適合な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
2. 車両検査の日時および場所は公式通知にて知らせる。
3. 「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第8章第31,32条に基づき計量が行われる。
4. ヒート終了時には「国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わっているものとする。

第22条 自動計測器

5. オーガナイザーが自動計測装置(トランスポンダー)を用意している場合、参加者は出走時にこの装置を車両に取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、当該車両およびドライバーは出走を認められない。
6. 自動計測装置(トランスポンダー)の配布は、選手受付時に行ない、返却については各レース終了後1時間以内とする。

第23条 公式練習

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第6章第23条に基づき公式練習を行う。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

第24条 タイムトライアル

全クラスとも参加する全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、次のヒートは最後尾スタートとなる。

タイムトライアルは以下のいずれかの方法で行なう。なお計測開始前に停止しても再トライする事はできない。

1. 1周のウォーミングアップ後、1周の計測を行なう。同タイムの場合は先に出走した者を上位とする。出走順はブリーフィングにて通達される。
2. 5分間のタイムアタック時間を設け、その時間内でのベストラップを採用する。ただし、ベストラップが同タイムの場合はセカンドタイムを採用する。タイムアタックの際、当該クラスの出走台数が28台を超えた場合、グループわけを行い、グループに関わらずタイム順にグリッドを決定する。グループ分けはゼッケン順に前半、後半とし、各グループの最小ゼッケン者の抽選により、グループの出走順を決定する。ただし、天候の急変等により、一方のグループのトップタイムが他方グループのトップタイムの105%を超えた場合はAグループをIN側、BグループをOUT側とする。
3. 出走した後に停止しても再度タイムトライアルを行なうことはできない。
4. その他の方法で行なう場合は公式通知にて発表する。

第25条 競技の方式

レース方式は各クラス以下とする。

(FA)

公式練習 T.T(5分以上) 予選1ヒート(12周) 予選2ヒート(12周) 決勝(18周)

(SS・SSジュニア)

公式練習 T.T(5分以上) 予選ヒート(10周) 決勝(12周)

(RSO)

2006年ARTACHALLENGERSO特別規則書規定。予選ヒート、決勝ヒートの周回数は下記とする。

公式練習 T.T(5分以上) 第1予選ヒート(12周)第1決勝ヒート(15周) 第2予選(T.T順12周) 第2決勝(15周)

(ARTACHALLENGEコマー)

2006年ARTACHALLENGEコマー80特別規則書規定。予選ヒート、決勝ヒートの周回数は下記とする。

公式練習 T.T(5分以上) 予選ヒート(8周) 決勝(10周)

(M4・M4ジュニア・M4カデット)

2006年M4・M4ジュニア・M4カデット開催規定。タイムトライアル方式、予選ヒートおよび決勝ヒートの周回数は下記とする。

M4 公式練習 T.T(5分以上) 決勝第1ヒート(15周) 決勝第2ヒート(15周)

M4ジュニア 公式練習 T.T(5分以上) 決勝第1ヒート(12周) 決勝第2ヒート(12周)

M4カデット 公式練習 T.T(5分以上) 決勝第1ヒート(10周) 決勝第2ヒート(10周)

各クラス決勝第2ヒートのグリッドポジションは決勝第1ヒートに各ドライバーが記録したベストラップの順位で決定する。

第26条 予選ヒート

(SS・SSジュニア)

1. 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの最速タイムの順位結果による。
2. 出場台数が34台を超えた場合は、予選ヒートを2グループに分けてヒートレースを行ない、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループをタイムトライアル偶数順位とし、決勝進出基準は予選各グループの上位17位を決勝進出とする。
3. 出場台数が38台を超えた場合は、予選ヒートを2グループに分けてヒートレースとセカンドチャンスヒートを行なう。2グループに分ける場合はAグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループをタイムトライアル偶数順位とし、両グループより14台ずつ(28台)の出場を第1次選出し、残りはセカンドチャンスヒートにより上位6台を選出する。
4. セカンドチャンスヒートの周回数は7周とする。

(FA)

1. 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの最速タイムの順位結果による。
2. 次に従い予選ヒートポイントが付与される。

1位 = 100点	2位 = 90点	3位 = 81点	4位 = 73点	5位 = 66点
6位 = 59点	7位 = 53点	8位 = 48点	9位 = 43点	10位 = 39点
11位 = 35点	12位 = 31点	13位 = 28点	14位 = 25点	15位 = 23点
16位 = 21点	17位 = 19点	18位 = 17点	19位 = 15点	20位 = 13点
21位 = 12点	22位 = 11点	23位 = 10点	24位 = 9点	25位 = 8点
26位 = 7点	27位 = 6点	28位 = 5点	29位 = 4点	30位 = 3点
31位 = 2点	32位 = 1点	以下 = 0点		
3. ポイントペナルティーがあった場合は、下位の順位のポイントまで減算される。但し、最下位ポイントを限度とする。その他の選手の順位の移動(繰上げ、繰下げ)はない。
4. 失格は最下位となる。ポイントも最下位ポイント(何人いても)となる(出走グリッド数に準ずる)。出走者は最下位より1位以下の順位のポイントとなる。但し、0点を限度とする。

(RSO・ARTAコマー80・M4・M4 ジュニア・M4 カデット)

各シリーズ規定に準ずる。

第27条 決勝ヒート

(SS・SSジュニア)

1. 予選ヒート、セカンドチャンスヒートを通過したドライバーのみで行なう。
2. グリッドは予選ヒートの結果による2列のカートからなる。グループ分けを行なった場合は、AグループをIN側、BグループをOUT側としセカンドチャンスヒート選出は、1次選出(28台)の後方に着順でグリッドを決定する。

(FA)

1. 予選ヒートを通過したドライバーのみで行なう。
2. グリッドポジションは、予選1ヒートおよび予選2ヒートの合計ポイントの多い順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績による。
3. 決勝ヒートも予選ヒート同様のポイントシステムとし、ペナルティーポイントがあった場合は減算される。

(RSO・ARTAコマー80・M4・M4 ジュニア・M4 カデット)

各シリーズ規定に準ずる。

第28条 スタート(ARTAコマー80を除く全クラス)

ローリングスタートとし、次の事項が適用される。

1. スタートの合図は灯火信号によって行なう。
2. スタートが合図される前に約1周のフォーメーションラップを行なう。スタートライン25m手前に引かれたイエローラインを超えるまでは加速してはならない。
3. フォーメーションラップ開始後、レッドライトが点灯され隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行なう。更に1周行なう場合にはレッドライトの点灯を続ける。
4. ローリング中に自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任である。ローリング中に停止した場合は全車両が通過するまでは再スタートを試みてはならない。再スタート後、隊列の最後尾につき自分のグリッドに戻ってはならない。先頭車両が自分を追い越して行くだらうと予期して隊列の前から自分のグリッドに戻ってはならない。この場合、ドライバーに対して黒旗が振られ失格となる。停止することなく隊列の最後尾につき自分のグリッドに戻ってはならない。その場合当該ドライバーに対して白地に赤X印の表示板で示す場合がある。
5. ポジションに再度つくため、レースに使用されるコース以外を走行することは禁止する。
6. スタート後、先頭車両が1周するまでにスタートラインを越えない車両はそのヒートに出走できない。
7. ローリング中、複合コーナー手前からスタートラインまでは追い越し禁止とする。

(ARTAコマー80)

2006年ARTAチャレンジコマー80クラス規定に準ずる。

第4章 エンジンおよびカートのに関する事項

第29条 エンジン

(FA)

1. 「JAF国内カート競技車両規則」および当該年の全日本選手権FA部門適用車両規定」に合致したCIK/FIA(FMK)またはJAF公認エンジン。
2. CIK - FIA公認吸気消音器を必備とする。なお、改造は禁止とする。1つのチューブ径が30mm以下とする。許容公差は「JAF国内カート競技車両規則」第3章公認第17条許容公差の項目に準ずる。
3. キャブレターは、センターアクスルでバタフライ方式のものでなければならず、また許容公差を含みベン

チユリーの最大直径 24mmのものでなければならない。

(SS・SSジュニア)

2006もてぎカートレースSSクラス規定に準ずる。

SSジュニアクラスの使用タイヤについては本規則第32条の2とする。

(RSO・ARTAコマー・M4・M4ジュニア・M4カデット)

2006年 各シリーズ規定に準ずる

第30条 カート

(FA・SS・SSジュニア)

前条で規定する当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車両規則」に合致する第1種競技車両でなければならない。

(RSO・ARTAコマー・M4・M4ジュニア・M4カデット)

2006年 各シリーズ規定に準ずる。

1. バンパーは前後とも必備とし、その取り付けについては「JAF国内カート競技車両規則」第7条による。「JAF国内カート競技車両規則」第7条2.の基準Aに従ったバンパーの下側には最小直径15mmの磁気反応鋼管喪若しくはそれと同等の強度を有する防護バーを取り付けること。
2. チェーンガードは必備とし、その取り付け方および形状については「JAF国内カート競技車両規則」第8条17.による。
3. 雨天の場合、吸気消音器にカバー等を装着することができる。
4. 音量規制については「JAF国内カート競技車両規則」第8条22.によるものとし、タイムトライアル時78dB(A) + 3dB(A)を超えるものについてはタイムトライアルのみの時間に次の時間を加算し各ヒートへのペナルティーは課されない。

音量	加算時間
81.5db以上82.0db未満	0.25秒
82.0db以上82.5db未満	0.5秒
82.5db以上83.0db未満	1秒
83.0db以上83.5db未満	2秒
83.5db以上84.0db未満	4秒
84.0db以上	レースより除外

84dBを含み84dBを超えるドライバーはレースから除外される。

第31条 競技ナンバー

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第9条に従って前後およびサイドボックス両側面に取り付けること。競技ナンバーは下記のクラス別に指定色されたものを各自で用意し取り付けなければならない。なお、全クラスともゼッケンに蛍光色を使用することを禁止する。

FA = ベース赤色、白文字 RSO = ベース緑色、白文字
ARTAコマー = ベース白色、黒文字 SS = ベース黒色、白文字
SSジュニア = ベース白色、黒文字 M4 = ベース青色、白文字
M4ジュニア = ベース緑色、白文字
M4カデット = ベース赤色、白文字

第32条 タイヤ

競技に使用するタイヤは次の通りとする。

(FA)

使用するドライタイヤは、ディストリビューション制とする。ディストリビューションは公式通知にて示され

る時間帯については、オーガナイザーまたはART Aチャレンジ事務局が指定した場所にて審査委員立会いのもと行なう。

1. 銘柄、サイズ、コンパウンド。

ブリヂストン製	ドライ用	フロント	DR9 4.5/10.0-5	YJA (soft)
		リア	DR9 7.1/11.0-5	YJA (soft)
	ウエット用	フロント	DR9 4.5/10.0-5	YJP
		リア	DR9 6.0/11.0-5	YJP

配布されたタイヤにはオーガナイザーから指定されたゼッケン番号を受け渡し場所にてタイヤ両側に各自記入すること。文字の字体は幅3mm以上の字画で高さ30mm以上とする。

文字色は白色とする。

ウエットタイヤは、各自で用意し1セットのみとする。

配布されたタイヤのリムへの組み付けは、パドック内で行い。パドック外への持ち出すことわ認めない。

(SS・SSジュニア)

2. 銘柄、サイズ、コンパウンド

ブリヂストン製	ドライ用	フロント	4.5/10.0-5	SL02
		リア	7.1/11.0-5	SL02
	ウエット用	フロント	4.5/10.0-5	SL94
		リア	6.0/11.0-5	SL94

(RSO・ART Aコマー80・M4・M4ジュニア・M4カデット)

2006年各シリーズ規則に準ずる。

第33条 ボディーワーク

「JAF国内カート競技車両規則」第2章第11条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。

第34条 重量

各クラスの最低重量は下記の通りとする。

FA = 145Kg SS = 140Kg SSジュニア = 125Kg

上記以外のクラスは各シリーズ規則に準ずる。

第35条 燃料

1. ガソリン

「JAF国内カート競技車両規則」第8条19.に則った通常のカートスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。

2. FAクラスのエンジンオイルは、通常市販されている当該年度のCIK-FIA承認オイルのみとし、それ以外の添加物は一切認められない。予告なく抜き打ち検査を行なう場合がある。この場合は、必ずその指示に従わなければならない。

第36条 その他競技に関する一般事項

1. コースアウトに対するペナルティーは、競技長の判断による。

2. 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティーが課される。更にその行為が、2回以上に及ぶときは失格とする。

3. ドライバー・サインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティーが課せられることがある。

1) コース上で停止した場合のサインは、両手をもしくは片手を頭上に高く上げる。

2) ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。

- 3) 黄色の山型を付した緑色旗(ミススタート)が示された場合は各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時ポジションに戻るものとする。
- 4) スローダウンする者は、片手を高く上げる。
- 5) 公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)コース上で停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとする。
- 6) レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティーの対象とする。
- 7) 練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップを含む)にリタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技参加に関する規定」第 11 条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはならない。
- 8) 工具を用いた修理などは指定されたエリア(ピット、パドック)を除き、一切禁止される。
- 9) 競技中の燃料補給は禁止する。
- 10) レース着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後 2 分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者はそのラップが加算される。完走者となるためにはチェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を完了しなければならない。
- 11) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
チェッカーを受けた完走者(規定周回数の 2 分の 1 以上を完了しチェッカーを受けた者)
チェッカーを受けない完走者(規定周回数の 2 分の 1 以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)
不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の 2 分の 1 以上を完走していない者)
同周回数の場合は、その周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。ただし、共に 0 周の場合はグリッド順による。
レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある
- 12) 競技会の成立は、5 台以上の車両が出場しなければならない。5 台に満たない場合は、そのレースは成立しない。この場合における出場とは、予選ヒートのスタートの際に 5 台以上のカートがコントロールラインを越えることをいう。
- 13) 各ヒートは、規定周回数の 60% 以上が消化された場合、当該レースヒートが成立する。
- 14) エントラントは全ての競技会において、下記条件を備えた消火器を 1 本以上備えていなければならない。またピット、パドックでの火気厳禁の徹底に努めなくてはならない。
[携帯用消火器の条件]
種類：A B C 粉末タイプ
大きさ：4 型(内容量 1.2Kg)以上

第5章 ピットに関する事項

第 37 条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。

第 38 条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内で作業し得る者は、

当該クラスに出場しているドライバーと、ピットクルーのみとし、ピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルー 1 名に限り、各自のピットエリア内においてのみ表示することができる。レース中、燃料の補給をしてはならない。

第 39 条 レース中のピット要員

レース中、ピット要員は自己のピットを離れてはならない。

第 40 条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとする。

1. 全車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければならない。
2. 保管時間は 30 分以上、所定の場所で行われる。
3. 技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。技術委員が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解及び組立を行わなければならない。ただし、関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
4. 技術委員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。上記に対する違反は、競技長によって勧告され、審査委員会によりペナルティが科せられる場合がある。

第 6 章 ペナルティに関する事項

第 41 条 ペナルティ

1. ペナルティは次の 6 種がある。

警告

罰金

タイムペナルティ

ポイントペナルティ

ラップペナルティ

失格

- ・ 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- ・ 罰金、成績に対するペナルティまでに至らない程度の違反に適用される。
- ・ タイムペナルティは、音量測定結果によりタイムトライアルに適用される。
- ・ ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
- ・ ポイントペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒート及
- ・ 決勝レースに与えられる。
- ・ 失格は下記の反則行為に科せられる。
 - (1)違法または不当に得たアドバンテージ。
 - (2)故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - (3)与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した際。
 - (4)与えられたフラッグサインの無視。

第 7 章 成績および賞典に関する事項

第 42 条 成績および賞典

1. 決勝ヒートの結果により決定する。
2. 賞典はドライバーに対して行われる。

3. 下記のクラスに次の賞金が授与される。

	FA	RSO	SS
1位	¥1,000,000	¥300,000	¥200,000
2位	¥300,000	¥100,000	¥80,000
3位	¥200,000	¥70,000	¥50,000
4位	¥150,000	¥50,000	¥30,000
5位	¥100,000	¥30,000	¥20,000
6位	¥60,000	¥20,000	¥10,000

4. 賞金の減額

参加台数により賞金を下記のパーセント表示の減額をする。

34台以上	100%	28台～33台	80%
27台～22台	70%	18台～21台	60%
17台～14台	50%	8台～13台	30%
5台～8台	10%	1台～4台	不成立

5. SSジュニア(Jスポーツ賞)

優勝者にJスポーツ賞としてカートフレーム(INTREPID)1台を授与される。

2位から6位入賞者にたいしては副賞を授与する。

6. その他のクラス

1位～6位入賞者に対して、トロフィー、副賞を授与する。

7. その他 : ARTAジュニアカートサマースクール参加をし、ARTA カップカートレースにも参加された選手の中でARTA事務局が優秀と認めたドライバーに対し(財)社会スポーツセンター賞を与える。